

第 1 5 回三重県景観審議会

報告事項

令和 4 年 2 月 9 日（水） 三重県県土整備部 都市政策課

1. 熊野川流域景観計画区域内における
太陽光発電施設の届出への対応について
2. 三重県公共事業等景観形成ガイドライン
及び事例集の見直しについて

熊野川流域景観計画区域内における 太陽光発電施設の届出への対応について

これまでの経緯

第13回（令和元年度）景観審議会

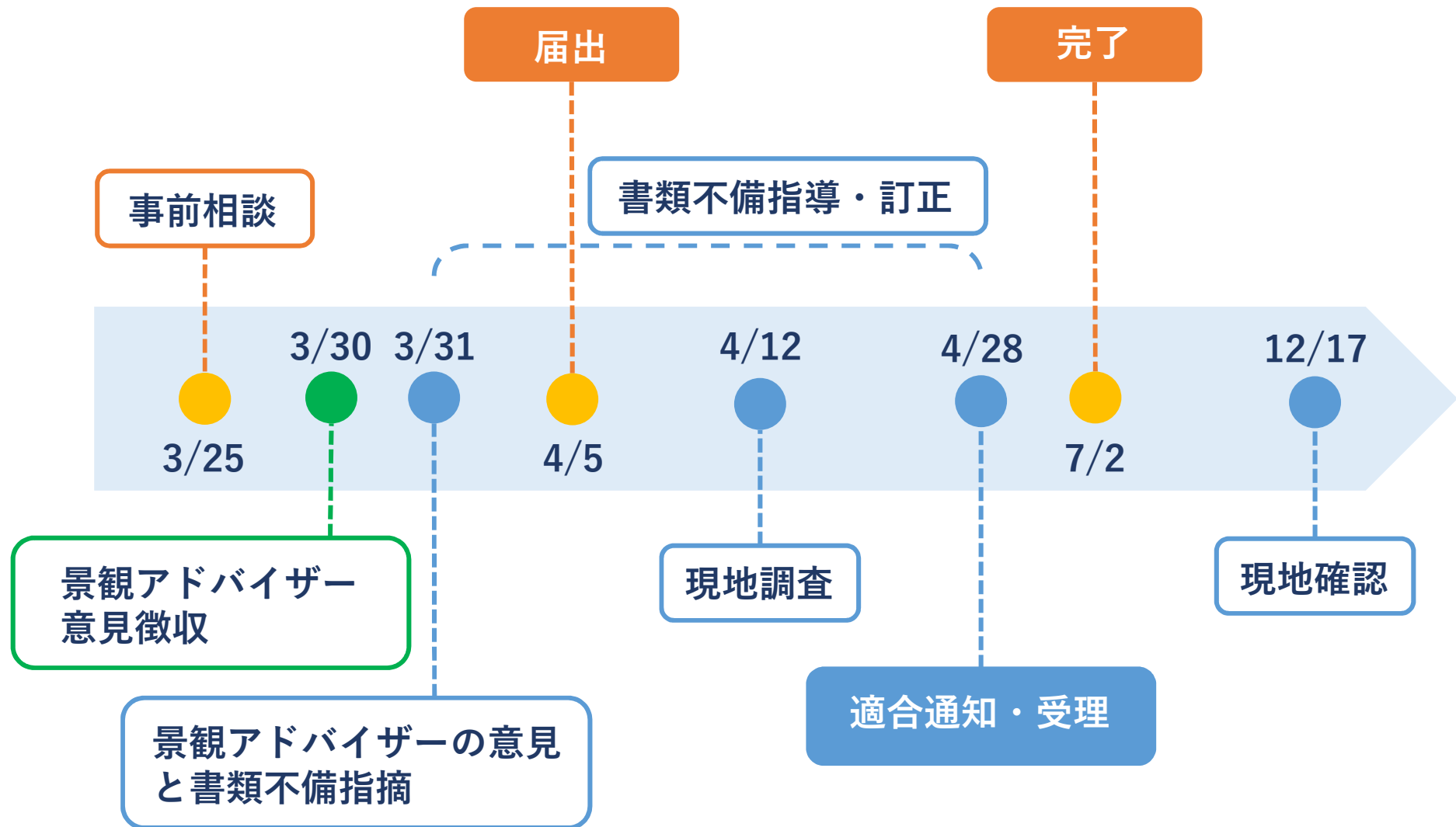
熊野川流域景観計画区域内における太陽光発電施設の届出について、景観審議会等で協議する仕組みを検討してはどうか。



第14回（令和2年度）景観審議会

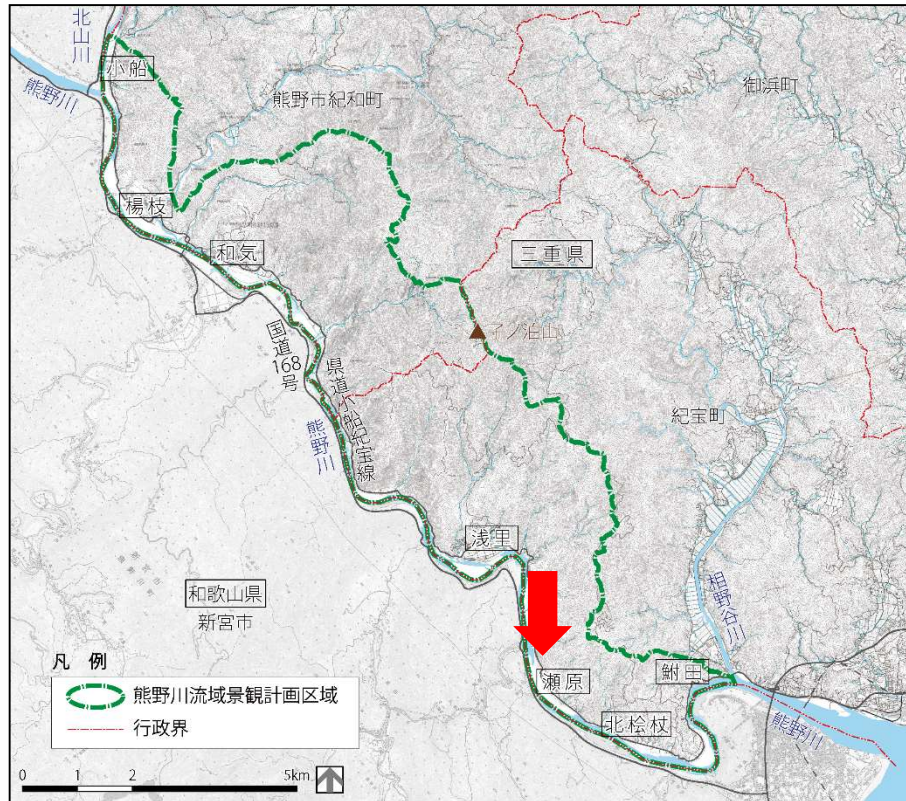
事前相談の段階で三重県景観アドバイザーの意見を聞くこととする。

指導のスケジュール



行為地

南牟婁郡紀宝町瀬原



和歌山県

行為地



行為地



行為地（和歌山県側の正面から）



届出の概要

住所：南牟婁郡紀宝町瀬原
 敷地面積：952㎡
 パネル面積：584.5㎡
 高さ：2.89m

雨水処理方法：自然浸透
 取水・排水はありません



パネル方位
 南52.251度

一番高いところ 2.89m

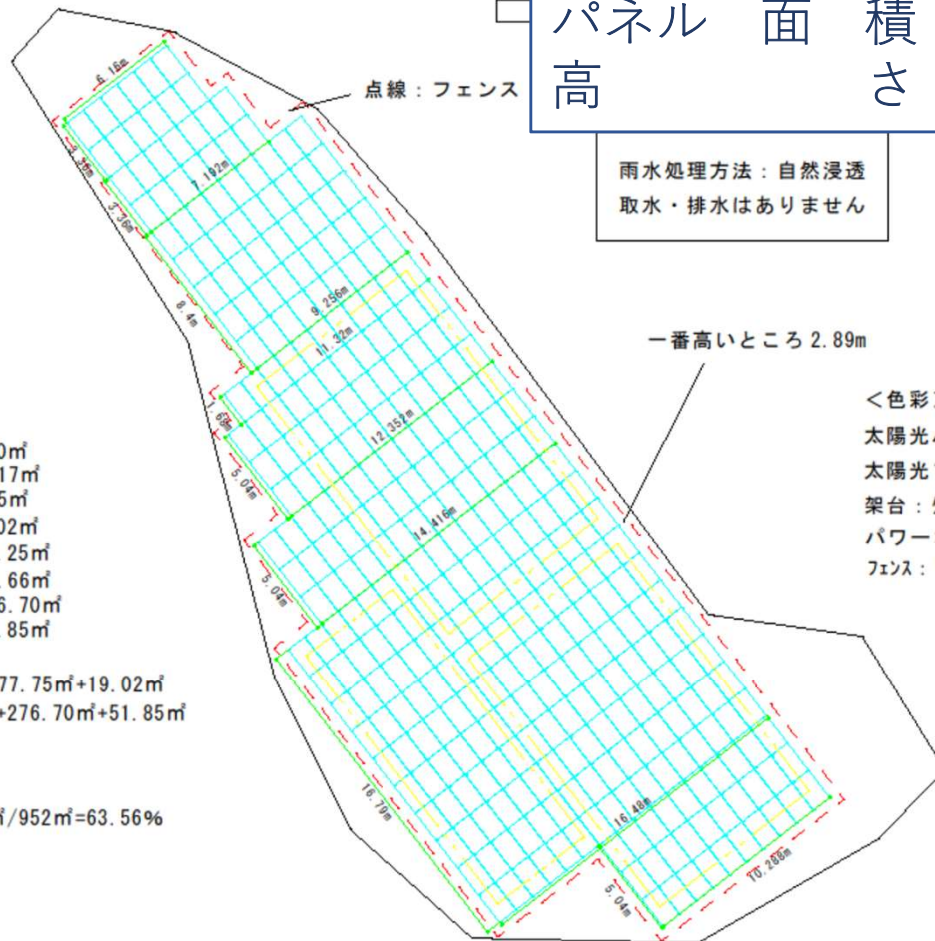
<色彩>

- 太陽光パネル：濃紺 (5PB2/2)
- 太陽光フレーム：黒 (N/1)
- 架台：ターゲレ (HV/C 10.0Y 8.7/0.2)
- パワーコンディショナー：クリーム色 (7Y7.4/1.5)
- フェンス：タークアラウン(10R3/2相当 RAL8016)

パネル占有面積
 6.16m*3.36m=20.70㎡
 7.192m*3.36m=24.17㎡
 9.256m*8.4m=77.75㎡
 11.32m*1.68m=19.02㎡
 12.352m*5.04m=62.25㎡
 14.416m*5.04m=72.66㎡
 16.48m*16.79m=276.70㎡
 10.288m*5.04m=51.85㎡

20.70㎡+24.17㎡+77.75㎡+19.02㎡
 +62.25㎡+72.66㎡+276.70㎡+51.85㎡
 =605.10㎡

建ぺい率：605.10㎡/952㎡=63.56%



架台基本情報	
パネルからベース金具の高さ(A)	
1,200mm	
基礎の高さ(B)	
300mm	
架台からGLの高さ(A+B)	
1,500mm	
杭の長さ	
1,600mm	
垂直積雪量	基準風速
50cm	34 (m/s)

景観アドバイザーとは？

- 行政職員や地域住民への啓発、研修やワークショップ等の講師、公共事業へのアドバイス、届出対象行為についての相談などを行う。
- 景観、建築、都市計画、色彩等に関する専門的な知識を有する方を三重県景観アドバイザーとして委嘱。

アドバイザーの選定

浅野 聡 氏

三重大学 工学部 教授

専門分野：建築デザイン

都市計画 都市設計

歴史的環境保全

景観計画・景観設計の実践

三重県景観審議会委員H19～29

浅野研究室と三重県（旧景観まちづくり課）の共同研究

「熊野川流域周辺の景観保全に関する研究」
～熊野川流域景観計画（案）における計画内容の提案～

アドバイザーからの指摘及び事業者からの回答

- ①行為地は県道沿いではなく、周辺の民家も空き家であり人が通行することはほとんどない。また、熊野川や対岸の国道から望見できる場所ではなく、景観上は気にならないため、やむをえないと思う。
- ②太陽光発電施設の高さが3 mほどあり、市街地にあるものと比べて高すぎる。この高さにした理由を聞いてほしい。
➡樹木の影の影響をなくすため、発電施設の高さを高くしております。

アドバイザーからの指摘及び事業者からの回答

③太陽光発電施設は小規模だが、パネル規模の根拠は？（これで採算がとれるのか）

➡周囲一帯で太陽光の開発を計画しておりましたが、地主と相談の上、規模を縮小いたしました。

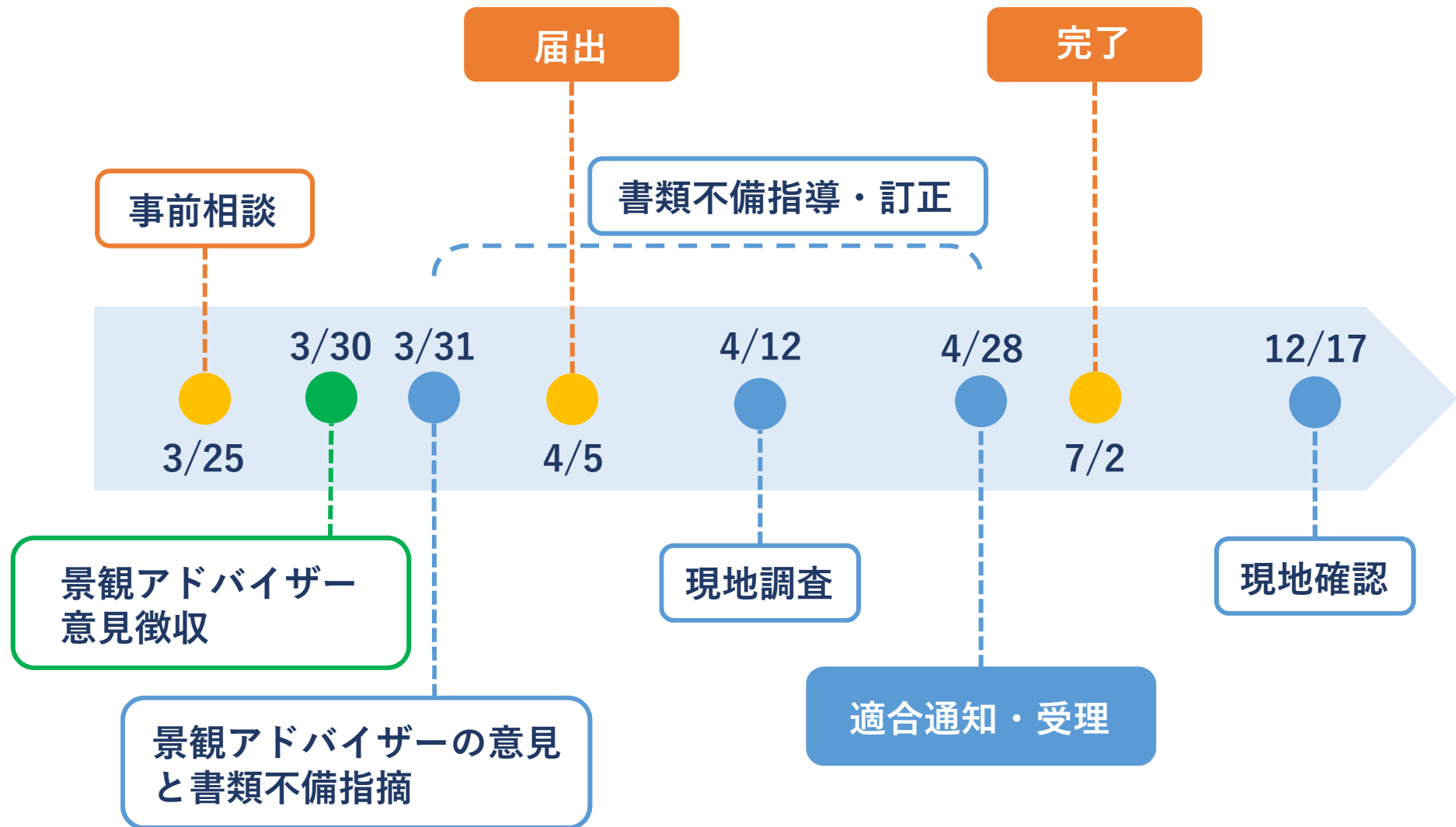
④土地の所有者は地元の人かどうか。

➡土地の所有者は地元の方です。

アドバイザーからの指摘及び事業者からの回答

- ⑤人目につかない場所であるため、稼働後に放置されないか危惧される。災害時にはパネルが流されて二次被害につながりかねない。
- 設置後の維持管理についてはどうなるのか。
- ➔事業者で管理維持していきます。

指導のスケジュール



現地調査（施工前） 2021.4.12



県道小船紀宝線

三重県側の道路からは土地が上がっていて見えない

和歌山県側から（施工前） 2021.4.12



届出行為の検討及び事業者からの回答を受けて

行為地の周辺には空き家しかなく、**県道や対岸の国道、熊野川からも望見できる場所ではないこと。**

また、木々の伐採や土地の開墾を伴うものではなく、**元々あった耕作放棄地を利用する**ものであり、**アドバイザーの指摘に対しても回答**が得られたことから、**今回はやむを得ないものとし、届出を受理**しました。

施工前後の比較



施工後（拡大）



施工後



届出対応についての報告は以上です。

三重県公共事業等景観形成ガイドライン及び事例集の見直しについて

ガイドライン及び事例集とは？

- ・ 三重県が実施する公共事業の計画構想・設計等の際に、**景観について配慮すべき方針**を示すため、国のガイドライン等を参考に平成23年に作成したものの。
- ・ 事例集では、**具体的な配慮事項**を示すとともに、三重県が実施した公共事業を中心に、景観に**配慮した事例**を写真で紹介しています。

見直しを行った理由

国土交通省（H29年11月）

「道路デザイン指針（案）」改定

「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」策定

三重県 道路建設課等（H30年3月）

「道路付属物等における景観への配慮について」策定

ガイドライン及び事例集の見直し

1 ガイドラインに道路附属物の景観形成指針を追加

【ガイドライン 8 ページ 一番下の枠内】

道路附属物は、安全で円滑な交通の確保を基本とし、代替策も含めて必要性を十分に検討のうえ、設置する場合はそれ自体が道路景観の中で目立たず、周辺の景観と調和し、風景の一部として違和感なく存在するよう形状、素材、色彩等の工夫に努めること。

2 事例写真の見直し

【事例集 32ページ右上】

明度が高く、形状も人工的なものになっており、自然景観になじんでいない。



2 事例写真の見直し 【事例集 32ページ右上】

『宿浦第3トンネル』



3 事例写真の見直し

【事例集 32ページ右中】



背景のトンネルとフレームが目立ちすぎている。

3 事例写真の見直し

【事例集 32ページ右中】



『新長野トンネル前道路情報板』

- ・ フリーフレームの植生回復
- ・ 坑口の明度が雨垂れにより下がった



以前よりトンネルが
悪目立ちしない

4 事例写真の見直し

【事例集 35 ページ右上】



色彩に配慮しているが、事例が古く、地上機器のサイズが大きい

4 事例写真の見直し 【事例集 35 ページ右上】



『伊勢市外宮前』

4 事例写真の見直し 【事例集 35 ページ右上】

『伊勢市外宮前』



5 事例写真の見直し

【事例集 40 ページ中央】



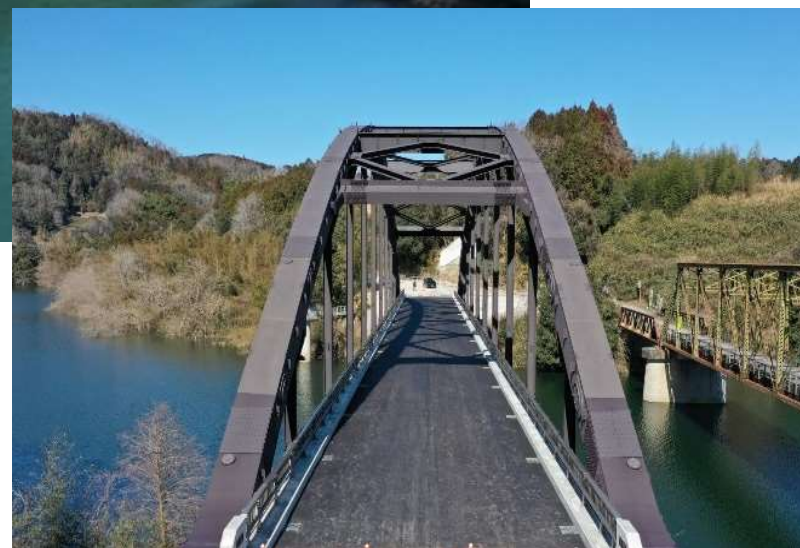
橋桁の色彩は配慮しているが、
排水管が外観を損ねている。

5 事例写真の見直し

【事例集 40 ページ中央】



『五月橋』 (伊賀市)



6 事例写真の見直し

【事例集 44ページ右上】



モニュメントを作れば、誰もがよい
景観だと感じるわけではない。

6 事例写真の見直し

【事例集 44 ページ右上】

『鈴の森公園』 (松阪市)



7 事例写真の見直し 【事例集 46ページ右中】



環境保全型ブロックを使用しているが、擬石化粧型枠の印象が強い。

7 事例写真の見直し

【事例集 46ページ右中】



8 事例写真の見直し

【事例集 46ページ左下】



親水性を考慮した事例とされているが、駐車場の印象が強く景観に配慮しているとは言い難い。

8 事例写真の見直し

【事例集 46ページ左下】



『五十鈴川』
(伊勢市)

8 事例写真の見直し

【事例集 46ページ左下】

『五十鈴川』（伊勢市）



9 事例写真の見直し

【事例集 46ページ右下】



親水性を考慮した事例として紹介しているが、
景観に配慮しているとは言い難い。

9 事例写真の見直し 【事例集 46ページ右下】



10 事例写真の見直し

【事例集 51ページ右中】



施工直後の写真なので、景観に配慮した結果どうなったかがわからない。

10 事例写真の見直し 【事例集 51 ページ右中】



11 事例写真の見直し

【事例集 56ページ下】



階段式の緩傾斜護岸とし、圧迫感の軽減を図っているが、砂浜がコンクリートで覆われてしまい、推奨できない。

11 事例写真の見直し

【事例集 56ページ下】



砂浜の復元



整備前

『二見地区海岸』（伊勢市）

以上で報告を終わります。